

くろまぐろに関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

22.0トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	9.0トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	12.0トン

（県留保1.0トン）

第2 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

30.8トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	15.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	15.0トン

（県留保0.8トン）